

評価

- ◎ (遵守できている)
- △ (どちらともいえない)
- ✗ (遵守できていない)

フェリシアこども短期大学「ガバナンス・コード」 Ver.1

				2023年度
1	第1章 経営の安定性・継続性の確保			2023年度
1-1	1. 経営と教学の連携・協力			確認・評価 根拠資料・補足事項
1-1-1	(1) 本学の教育目的を明示する			
1-1-1-1	1) 建学の精神を明示し、内外に周知する。（HP・キャンパスガイド・学生ハンドブック等）		◎	HP・キャンパスガイド・学生ハンドブック
1-1-1-2	2) 建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知する。（HP・キャンパスガイド・学生ハンドブック等）		◎	HP・キャンパスガイド・学生ハンドブック
1-1-2	(2) 経営と教学の円滑な連携			
1-1-2-1	1) 教学の意見を経営に反映させるため、学長・校長・園長（以下、学長等という）を理事として選任する。		◎	役員一覧
1-1-2-2	2) 学長等が学校教育法に定める職務を確實に実行できるよう、組織・規則等を整備する。		◎	学校法人明泉学園規程集
1-2	2. 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容			2023年度
1-2-1	(1) 中期計画の策定と実現に必要な取組みについて			確認・評価 根拠資料・補足事項
1-2-1-1	1) 安定した経営を行うため、中期的な学内外の環境変化の予測に基づく、5年間 の中期計画を検討・策定する。（学園全体、各事業所別）		◎	2020~2024年度 第1次中期事業計画
1-2-1-2	2) 中期計画は、教学・人事・施設・財務の4項目を柱として策定する。		◎	2025~2029年度 第2次中期事業計画においては中期計画フォーマットを見直し、4つの柱について、より具体的な計画を策定する。短期大学については、2023年度受審の第三者評価結果を反映する。
	検証可能な数値目標とするため、KPIを設定する。また、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載する。			
1-2-1-3	3) 中期計画の着実な実行のため、各年度の事業計画は毎年度策定し、理事会および評議委員会において幅広く意見を集約するとともに、中期計画の進捗状況・財務状況も、理事会および評議委員会が管理把握する。		◎	2025~2029年度 第2次中期事業計画においては中期計画フォーマットを見直し、4つの柱について、より具体的な目標とする。
1-2-1-4	4) 毎年の事業計画は、予算の執行状況を含め、原則として四半期ごとに理事長、常務理事、法人事務局と各事業所の責任者を中心にレビュー会議を実施実施し、管理会計を強化する。		◎	2023年度は毎月の経営会議を実施。会計・人事・予算・教育改革等の課題を各事業所ごとに現場の責任者と経営陣が議論をおこなうかたちにしている。
1-3	3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方			2023年度
1-3-1	(1) 法令順守のための体制を整備する			確認・評価 根拠資料・補足事項
1-3-1-1	1) すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備する。		◎	法人事務局、自己点検評価委員会
1-3-1-2	2) FD・SD研修会を通じて教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設ける。		◎	8月に実施
1-3-1-3	3) 違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図る。		◎	法人事務局、自己点検評価委員会
1-3-1-4	4) 健全な運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備する。		◎	法人事務局、自己点検評価委員会
1-4	4. 地域貢献			2023年度
1-4-1	(1) 私立短期大学としての社会的責任			確認・評価 根拠資料・補足事項
1-4-1-1	1) 学生を最優先に考え、文部科学省、地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体、教職員、保護者、卒業生、ほか地域社会構成員等のステークホルダーとの良好な関係を保つ。		◎	鶴川地区協議会、里山ウォーキングツアーのランチ受け入れ等、交流（年3回）

1-4-1-2	2) 保育・幼児教育の専門性を活かし、地域・社会に向けた講習等を実施する。	◎	東京都保育士等キャリアアップ研修
1-4-1-3	3) 保育・幼児教育の専門性を活かし、教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整える。	◎	学生の夏季保育ボランティア等の紹介

2 第2章 自律的なガバナンス体制の確立		2023年度	
2-1	1. 理事会機能の充実	確認・評価	根拠資料・補足事項
2-1-1	(1) 理事会は、学校法人の最高意思決定機関である。学校法人全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行することにより、適切な運営を行う。		
2-1-1-1	1) 理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督する。	◎	理事会議事録
2-1-1-2	2) 理事会は理事長が招集する。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明を書面又は電磁的方法で行い、議題ごとに書面又は電磁的方法による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営する。	◎	理事会開催案内・議題・回答書
2-1-1-3	3) 理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をする。	◎	役員一覧・理事会議事録
2-1-1-4	4) 理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たす。	◎	理事 業務執行区分
2-1-1-5	5) 外部理事を2名選任し、外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整える。	◎	役員一覧
2-1-1-6	6) 理事に対し、外部研修や情報提供の機会を設ける。	◎	理事会
2-1-2	(2) 理事長は、学校法人を代表し、学校法人の業務を総理する。理事（理事長を除く）は、寄附行為で定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の職務を掌理する。		
2-1-2-1	1) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。	◎	役員一覧・業務執行区分
2-1-2-2	2) 理事長が職務遂行することが難しい場合は、あらかじめ理事会にて決定されている代理権限者として、常務理事がそれに当たる。	◎	役員一覧・理事会議事録
2-1-2-3	3) 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行う。	◎	私立学校法
2-1-2-4	4) 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解する。	◎	私立学校法
2-1-2-5	5) 理事は、学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行う。	◎	関連当事者との取引きを確認
2-1-3	(3) 理事の選任は、私立学校法及び当法人の寄附行為の定めるところによる。		
2-1-3-1	1) 寄附行為に定める5人～7人の理事を置く。また欠員が出た場合は速やかに補充する。	◎	現員7人・寄附行為
2-1-3-2	2) 理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任する。 ①学長等のうちから理事会において選任した者：1人 ②評議員のうちから理事会において選任した者：2人又は3人 ③前各号の規定する者のほか、学識経験者、当法人の功労者、キリスト教の信者、その他のうちから理事会において選任した者：2人又は3人		
2-1-3-3	3) 理事長は、他の学校法人の理事長を兼務しない。	◎	私学法審査基準
2-1-3-4	4) 理事は、他の学校法人の理事又は監事を兼務しない。	◎	私学法審査基準
2-1-3-5	5) 理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含めない	◎	私立学校法
2-1-3-6	6) 理事長及び理事の解任について、寄附行為第11条に定めている。	◎	寄附行為
2-1-3-7	7) 外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を2人選任する。	◎	役員一覧
2-2	2. 監事機能の充実	2023年度	
2-2-1	(1) 監事は、学校法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するとともに、当法人としても適切な監査体制を整える。	確認・評価	根拠資料・補足事項
2-2-1-1	1) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出する。	◎	寄附行為・理事会議事録
2-2-1-2	2) 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解する。	◎	私立学校法
2-2-1-3	3) 監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解する。	◎	私立学校法

2-2-1-4	4)監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べる。	◎	私立学校法・理事会議事録
2-2-1-5	5)監事は、学園の各学校・事業所について視察を行い、運営状況を確認する。	◎	私立学校法・監事監査報告書
2-2-1-6	6)監事に対し、文部科学省等の研修や情報提供を行う。	◎	監事研修
2-2-2	(2) 監事の選任は、私立学校法及び当法人の寄附行為の定めるところによる。		
2-2-2-1	1)監事の選任については、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。	◎	理事会議事録
2-2-2-2	2)監事を2人置く。	◎	役員一覧、現員2人
2-2-2-3	3)監事は、他の学校法人の理事又は監事を兼務しない。	◎	私立学校法
2-2-2-4	4)監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれない。	◎	役員一覧
2-2-2-5	5)監事は、当法人の理事、評議員又は職員を兼務しない。	◎	役員一覧

2-3	3. 評議員会機能の充実	2023年度	
2-3-1	(1) 評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っている。 この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行う。	確認・評価	根拠資料・補足事項
2-3-1-1	1)次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴く ①予算及び事業計画 ②事業に関する中期的な計画 ③借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分に関する事項 ④役員に対する報酬等の支給基準 ⑤予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項 ⑥寄附行為の変更 ⑦合併 ⑧解散 ⑨収益事業に関する重要事項 ⑩寄附金品の募集に関する事項 ⑪その他 当法人の業務に関する重要事項	◎	寄附行為・評議員会議事録
2-3-2	(2) 諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たす。		
2-3-2-1	1)評議員会は、当法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、 又は役員から報告を徴することができると寄附行為に明記し、周知する。	◎	寄附行為
2-3-2-2	2)評議員に対し、外部研修の機会について情報提供を行う。	◎	評議員会
2-3-3	(3) 評議員の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。		
2-3-3-1	1)評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任する。 ①当法人の職員のうちから（当法人の設置する私立学校教員その他の職員を含む。）理事会において選任した者：4人又は5人 ②当法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者：3人以上5人以内 ③前各号の規定する者のほか、学識経験者、当法人の功労者、キリスト教の信者、その他のうちから、理事会において選任した者：4人又は5人	◎	理事会議事録、評議員名簿、現員5人
2-3-3-2	2)当法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努める。	◎	評議員名簿
2-3-3-3	3)評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の2倍を超える数を選任する（定員11人～15人）。また、欠員が出た場合は、速やかに補充する。	◎	評議員名簿、現員15人

3	第3章 教学ガバナンスの充実	2023年度	
3-1	1. 本学の役割の明確化と自己点検・評価の充実	確認・評価	根拠資料・補足事項
3-1-1	(1) 建学の精神及び教育目的に沿った学習成果と3つのポリシーの策定し、周知する。	◎	HP・キャンパスガイド・学生ハンドブック
3-1-1-1	1) 学習成果を明示し、内外に周知する	◎	HP・キャンパスガイド・学生ハンドブック
3-1-1-2	2) 3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知する	◎	HP・キャンパスガイド・学生ハンドブック
3-1-2	(2) 自己点検を充実させ、法令に基づき定期的に認証評価を受審する。		
3-1-2-1	1) 7年に一度は第三者評価を受審する	◎	2023年度短期大学認証評価を受審→適格認定（7年間有効）
3-1-2-2	2) 毎年自己点検評価報告書を作成する	◎	2023年度短期大学認証評価を受審→適格認定（7年間有効）
3-1-2-3	3) 認証評価機関の評価結果を中期計画に反映させる	◎	2025～2029年の中期計画に反映する
3-2	2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実		
3-2-1	(1) 学長は教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するためにリーダーシップを発揮する。		
3-2-1-1	1) 学長は、規定に基づき適切な人材を理事会・評議委員会において選任する。	◎	
3-2-1-2	2) 学長は、建学の精神及び本学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努める。	◎	2023年度短期大学認証評価を受審→適格認定（7年間有効）
3-2-2	(2) 学長が的確な判断をするために学長の補佐体制と教員組織を整える。		
3-2-2-1	1) 学長のほか、教授、准教授、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置く。（専任教員は13名以上、うち3割以上は教授（4名以上））	◎	専任13名、うち教授6名
3-2-2-2	2) 教授会は、学長に対して次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる。 ①学生の入学、卒業及び課程の修了 ②学位の授与 ③そのほか教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの（実習参加、退学・除籍、等）	◎	教授会議事録
3-2-2-3	3) 学長の学長補佐体制の中心として、短大企画本部を置き、全学的な教学マネジメントを推進する。	◎	短大企画本部議事録
3-2-3	(3) 使命感をもって職務を全うできる優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら効率の良い組織運営をおこなう。		
3-2-3-1	1) FDSD委員会を中心として、教員に対するFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動規程を整備し、適切に実行する。（人材育成目標、年間の計画、実施記録の整備）	◎	実施記録保管
3-2-3-2	2) FDSD委員会を中心として、職員に対するSD（スタッフ・ディベロップメント）活動規程を整備し、適切に実行する。（人材育成目標、年間の計画、実施記録の整備）	◎	実施記録保管
3-2-3-3	3) 組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制を整備する。（学科会・評議会は教職協働で常に情報共有をおこなう）	◎	学科会・評議会議事録
4	第4章 情報の公開と公表	2023年度	
4-1	1. 情報公開と発信	確認・評価	根拠資料・補足事項
4-1-1	(1) 法人運営・教育研究活動等について、ステークホルダーからの信頼を得るよう透明性の確保に努めていく。		
4-1-1-1	1) 当法人は、法令に基づき、以下の情報をホームページ上に公開する。 ①財産目録 ②貸借対照表 ③収支計算書 ④事業報告書 ⑤監事による監査報告書 ⑥役員等名簿（個人の住所に関わる記載の部分を除く） ⑦寄附行為	◎	

	⑧役員報酬の基準	<input type="radio"/>	
4-1-1-2	2)前項1)の情報について、⑦については最新のものを、その他は作成の日から5年間、各事務所に備え置き、請求があった場合には閲覧できるようにする。	<input type="radio"/>	
4-1-1-3	3)法令に基づき、前項1)の内容を公表する。	<input type="radio"/>	
4-1-1-4	4)法令に基づき、設立時の財産目録を備え置く必要があることは認識しているが、当学園の設立が古く、設立時の財産目録は消失していることを確認している。	<input type="radio"/>	

4-1-2	(2) 本学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公開する。	<input type="radio"/>	
4-1-2-1	1) 本学は、以下の情報をホームページ上に公開する。 ①教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー） ②教育研究上の基本組織（学科、専攻科） ③教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績 ④入学者数、収容定員、在学者数、卒業者数、進学者数、就職者数、その他進学及び就職等の状況 ⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間授業計画（シラバス） ⑥学修成果に係る評価及び卒業または修了認定に当たっての基準 ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ⑧授業料、入学料等の本学が徴収する費用 ⑨学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	<input type="radio"/>	